

消費者情報 アンテナ!

クレジットカードの利用明細、しっかり確認していますか?

不正利用されていることも…

【事例】クレジットカードが使えなくなり、利用明細を見たところ心当たりのない高額請求があった。
だれかに不正利用されたかもしれない。

注意するポイント

- 利用明細は必ず毎月確認する。
- カード利用時の伝票等は保管し、利用明細と突き合わせて確認する。



こんなトラブルにも要注意!



引き落とし金額が少ないと思ったらリボ払い^(※)に設定されていた! 知らなかった。

※あらかじめ設定した一定額を毎月支払う支払方法

リボ払いは残高が分かりづらく、手数料がかさんで支払期間が長期化するリスクがあります。利用明細で支払い方法や残高もきちんと確認しましょう。



子どもにスマホでゲームをさせていたら、勝手に高額課金されていた!

一度利用したカードの情報が登録され、その後簡単な操作で決済できてしまう場合があります。また、子どもがカードを勝手に持ち出し利用するケースにもご注意ください。

POINT

身に覚えのない請求や、不明な点があったらカード会社に連絡しましょう。

特定商取引法が改正されました

一方的に送り付けられた商品はすぐに処分できます!

注文した覚えのない商品が一方的に送り付けられた場合、これまでは送り付けられた日から14日が経過しないと処分できませんでしたが、特定商取引法の改正により、受け取ってすぐに処分できるようになりました。海外から送り付けられた商品についても同様に処分できます。

【一方的な送り付け行為への対応3項目】

1. 商品はすぐに処分可能
2. 事業者から代金を請求されても支払不要
一方的に送り付けられた商品について、その商品を開封したり、処分してしまっても支払いは不要です。
3. 誤って代金を支払ってしまったら、すぐに消費生活センターへ相談
送り付けられた商品の代金を請求され、支払ってしまったとしても返還請求できます。対応に困ったら、消費生活センターへ相談しましょう。
(※消費者庁「一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に!!」参考)



身に覚えのない商品が届いたら…

トラブルに巻き込まれないためにも身に覚えのない商品は受け取らないことが大切です。身に覚えのない商品が届いたら、送り状の事業者名や連絡先等をメモして受け取りを拒否しましょう。家族あてなど受け取ってよいか判断できない時は、一度、受け取りを保留し、注文したものと分かってから再配達を依頼しましょう。

住宅修理サービスの契約にご用心!

<事 例>

近くで工事をしているという業者が突然訪ねてきて、「お宅の瓦がずれている」と言われた。無料で点検するとのことだったので、お願いした。

翌日、作業員が屋根の上に登り点検を行ったところ、「すぐに工事しないと雨漏りするようになる。今契約すれば安く工事ができる」と言われ、屋根工事の契約をした。

よくよく考えてみたら金額が高額だと思い、業者にキャンセルの電話をしたが、断られた。どうしたらいいか。

<この言葉には注意!>

- 近所で工事をしていて見えた
- 偶然通りかかって屋根の不具合が見えた
- その場ですぐに点検する
- 無料で点検する

このような切り出し方をされたら注意が必要です。

<トラブル防止の注意点>

①無料という言葉に注意!

無料と言われても、そのあと高額な請求があるかもしれません。必要がなければ、きっぱり断りましょう。

②慌てて契約しない

今なら安く工事できると言われても、慌てて契約しないようにしましょう。複数の業者から見積もりを取り納得してから契約をするようにしましょう。

③クーリング・オフができることも…

契約してしまっても、条件によりクーリング・オフができる場合があります。すぐに消費生活センターに相談しましょう。

他にも、「火災保険を利用すれば無料で屋根や雨どいを修理できる」と言われ契約したが、保険は利用できなかったといったトラブルも多く発生しています。屋根や雨どいの修理などは、金額も高額になります。契約は内容をよく理解したうえで慎重に行いましょう。



©埼玉消費生活課

<ご利用ください消費生活相談>

相談日/毎週月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前10時～正午、午後1時～4時

場所/消費生活センター（市役所4階48番窓口）

問/☎463-1111（内線2256）

契約に関するトラブル、商品の品質や安全性、悪質商法、多重債務などの相談を受け付けています。

